

## 新潟家庭裁判所委員会（第5回）議事概要

新潟家庭裁判所委員会

### 第1 日程等

#### 1 日時

平成17年12月1日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

#### 3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

### 第2 議事

#### 1 少年に対する教育的な措置の充実に向けた取組についての意見交換

（学識経験者委員F）

警察の少年サポートセンターに相談に来る親子に対しては、子どもにだけ話しても何も変わらない。子どもは、家庭で認められないと、家に帰らずに外で遊ぶようになり誘惑があって悪いことをするようになる。子どもが夜に家に帰れるよう環境を整えるために、親にねばり強く訴えている。しかし、親にも自分の考えがあって、分かってもらえないことが多い。こちらも、親が子どもに対して行ってきたことを認めた上で、同じ親の気持ちになって訴えていかないと分かてもらえない。そのあたりが一番難しい。家庭裁判所が、被害者の痛みを親子で考えてもらうために被害を受けた店舗の責任者等の声も反映させ、被害や被害感情に対する考察をさせるカリキュラムを盛り込んだ、万引を起こした少年に対する講習などを始めたと聞いて、とても意

義があると思う。

(委員長)

今の御発言は、家庭における親の力にも限界があるという指摘が含まれた意見だと思う。新潟は、関東などに比べ地域の力が強く、自治会のネットワーク等も生きていると感じる。非行問題に対し、少年や家庭を地域でバックアップする力が全国的に後退していく中で、新潟は昔のものが残っているのではないかと感じている。

(学識経験者委員A)

私は、長岡市に住んでいるが、まだ地域の力はあるけれども、それが昨今は揺らいできていると感じる。夏休みに小中学生が公園で遊ぶこともなくなったし、ラジオ体操の声もしない。親にしても子どもの行動に関心がないようだ。以前は、住民で公園の草取りをしたが、今は除草剤をまいたり、市に訴えたりして、自分たちで草取りをしなくなった。従来、こういう活動を子ども会と地域のコミュニティーで行うことで成果を上げてきたが、そういうことがなくなり、現状は地域の力が脆弱になった。大人が何とかしなければならぬと思う。

(法曹委員K)

P T Aの行事などを見ると、地域によって親の関わり方が違うようだ。新潟市内では、参加者は母親ばかりが目立つが、郊外では、父親などの参加者も多く、家庭全体で子どもに関わっていかうとする姿勢が感じられる。また、保護司の方の話だが、昔は学校をやめても働く道がそれなりにあったが、今は学校を追い出されると仕事をしようと思っても仕事がなく、事件を起こした少年が孤立しており、少年に対する周囲の理解が必要だと思う。私は、少年の傷害事件を取り扱ったことがあるが、少年が「軽く一発殴っただけだ。」という感覚しか持っていないことから、傷害を受けたばかりの被害者の写真を加害少年と両親に見せて、一歩間違えば被害者が死に至る危険性があり、

たまたま傷害にとどまったに過ぎなかったことを理解させたことがある。いろいろな機会を通じて少年に自己の行為の意味を理解させる必要性を感じている。

(委員長)

被害者に気持ちを向けるということでは、他の家裁の例を紹介すると、万引をした少年に対する講習にスーパーマーケットの店長に来ていただいて、100円の物を万引きされたときに、それだけ稼ぐには同じものを100個売らなければならないという話をしていただいたというものもある。

(学識経験者委員E)

非行を犯した子どもの更生の問題は、社会の構造的な問題として対応すべきだと考えている。支援のためには、学校、民生委員、市町村等幅広いネットワークを強化して、保護していくことが重要である。少年の社会参加活動を積極的に行い、親子が向き合う場面を設定し、「自分たちも必要とされているんだ。」と少年が感じられる活動を重ねていくことが重要だと思う。

(学識経験者委員C)

万引に対する罪の意識について、「たいしたことない」という思いが子どもだけでなく社会全体の風潮としてあるように感じている。見つからないことでエスカレートしていき、軽い罪を重ねて重い犯罪に結びつく傾向があると思う。罪が軽いうちに犯罪傾向を摘むためには、犯罪を犯した少年にペナルティーを科すのではなく、地域の自治会や学校の行事に参加させてはいかがだろうか。例えば、鳥屋野瀧のゴミ拾い、地下道の落書き落としとか労働を伴うのも一つの方法だ。あるいは自転車盗には新潟駅南口で自転車の整理をさせて、被害者の気持ちを理解させるという取組も有効ではないだろうか。

(委員長)

加害少年は、被害者が負った重みを知らないので、被害の重大さを理解させるため被害者が審判に参加するという考えも提案されている。

( 法曹委員 I )

成人刑事事件だと、被害感情も被害の一部であり、できるだけ裁判に反映させるが、少年事件は違う側面がある。少年事件は、少年の保護育成の面があり、被害者の感情や考えを審判にどのように反映させるかは一概に言えない。ただし、被害者の心が傷ついていること、万引の被害を回復するには経済的に100倍の努力が必要になるというスーパーの店長による話等、少年にとって分かりやすい教育的措置の取組は非常に有効だと思う。

2 裁判員制度についての意見交換

( 学識経験者委員 B )

裁判員模擬裁判をするほど、法曹三者のロジックの展開やパワーポイントによる視覚の影響力が懸念される。また、裁判に出席を求められたときに、出席の意思があっても数日間職場を離脱できるかどうかを含め、今後、裁判員裁判が実施されるまでにいろいろと検討しなければならない課題があると思う。裁判員裁判が実施されたときは、少年の逆送事件等事件が重大であればあるほど、争点や証拠、手続の進行等についての法曹三者の整理の仕方や考えが裁判員に影響し、公正な判断をするのは難しいのではないかと感じている。

( 学識経験者委員 D )

英米の陪審制度は、かなり長い蓄積があり、法廷技術にもルールがある。裁判員裁判では、法廷が劇場化し、パワーポイントや検察官、弁護人の劇的弁論で裁判員の心をつかむことがあるのではないかと。これらに対してどのようにルール化するかが重要だ。また、裁判員裁判の対象事件は非常に重大な事件だが、素人が公正に判断ができるのかどうか、負担が大きいのではないかと。もっと軽い事件を対象として導入したほうがよかったのではないかと。法廷における法律用語にしても、未必の故意等の用語をやさしく言い換える

努力が必要だ。刑事訴訟法の細かい用語を裁判員に分かる形で出せるかどうか、裁判官、検察官及び弁護人のやりとりを裁判員が理解できるかどうか不安だ。

(法曹委員 I)

法曹三者が公判前整理手続に対する考え方を熟成させて、争点をできるだけコンパクトにして分かりやすいものにしていく必要があり、今後の課題だと思っている。法律用語については、できるだけ分かりやすいものに置き換える工夫をするなど、努力していきたいと思っている。

(法曹委員 G)

国民にとって、判断者になりたくないという傾向が全国的に大きいようだ。まず主権者の意識を持ってもらうことから始める必要があり、小中学校の教育の現場で法教育を積極的に行うなど、小さいころから法的な考え方に馴れていくことが重要ではないだろうか。

(学識経験者委員 E)

裁判員制度の詳細は知らないが、自分が主体的に裁判員として判断していく自信がない。

(学識経験者委員 C)

現時点で「3日間を拘束」と言われると時間のやりくりが大変だが、裁判員制度が始まって義務となれば違ってくるのではないか。裁判員になるのは抽選だから自分には回ってこないんじゃないかと思う人がいるが、職場で、1年間に候補者になるのが300人から600人に1人と言うと、「えっ！」と驚かれる。こういう情報が流れていけば、自分の身にも降りかかってくると関心が高まると思う。

(学識経験者委員 D)

国民の裁判への参加は否定的に考えるべきではない。例えば、隣のおじさんが裁判員として法廷に出たとなれば、制度の社会的基盤はできてくる。制

度を運用していくに当たっては、先ほどから出ているような様々な問題点もあるが、既に導入は決まったことであり、時間がかかっても裁判员制度を定着させないといけない。

### 第3 次回期日

平成18年6月9日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	石 塚 章 夫
学識経験者委員	長 部 夕 三
同	竹 内 希 六
同	寺 澤 幸 男
同	内 藤 俊 彦
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	鈴 木 正 弘
同	前 澤 康 彦

(2) 欠席者

学識経験者委員	風 間 士 郎
同	佐 野 圭 子
同	鈴 木 三 也
同	外 山 迪 子
同	山 中 景 子

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	馬 場 潤
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一

家事首席書記官	野 寺 富 和
少年首席書記官	藤 田 耕 一
事務局長	中須賀 亮 子
事務局次長	和 田 謙 二